

[研究ノート]

台湾のソーシャルワーク実践と東アジア型ソーシャルワークに関する一考察

齊藤 順子*

戸塚 法子*

Key words : 東アジア型ソーシャルワークモデル, ソーシャルワーク実践, 東洋思想, 文化的特性

はじめに (齊藤)

筆者らは、東アジアにおいて人々に根付いている文化とソーシャルワークの実践の基礎となるものについて継続的に研究している(戸塚 2015, 戸塚 2016, 戸塚・齊藤 2015・2016, 齊藤・戸塚 2017, 齊藤・戸塚 2018)。戸塚は東洋的思想に関連させながら、齊藤はソーシャルワーカー(以下 SWer)の実践に着目し、東アジアの文化とソーシャルワークの関係性を導き出そうと試みてきた。これまでの韓国のSWerへのインタビューや事例分析を通して、文化がいかになんかの行動様式や生活様式に無意識のうちに浸透しているか、SWer自身もその社会を構成する一員であること、また、西洋的価値基盤を中心に醸成されたソーシャルワーク理論を文化基盤の異なる東アジアにおいて自国の文化の中に溶け込むよう解釈し、調和させ運用していると読み取れた。

本稿では、齊藤・戸塚が台湾・T市のSWerに行ったインタビューを基盤としながら、これまでの知見を含めて東アジアの文化とソーシャルワークとの関係性について考察する。齊藤、戸塚の執筆担当については、項目に担当を明記した。

I 台湾・T市 SWerのインタビューからみるSWerの業務と役割 (齊藤)

台湾では、SWerの国家資格である社会工作者法が1997年に成立し、20年経過している。同じ東アジア圏に位置しながら台湾のSWerの具体的な実践内容とその役割についてわが国に紹介されている文献は少ない。筆者らは、台湾南部にあるT市の2人のSWerへインタビューを行った。対象は、10年以上のキャリアを有し、第一線で活動している者である。

インタビューは、SWerが所属する機関の機能とSWerの実践や役割に焦点を当てた半構造化面

* 淑徳大学総合福祉学部教授

接を実施した。インタビューは齊藤・戸塚が実施し、通訳は大仁科技大学除嘉隆准教授へ依頼、実施期間は2017年3月28日、時間は1人平均2時間である。

倫理的配慮については、日本社会福祉学会の倫理規定に基づき、調査の目的、個人情報の取り扱いを文章にし、口頭で説明を行い、同意を得た。

インタビュー内容について音声データを文字に起こし、齊藤・戸塚で確認を行い、内容は齊藤が分析した。なお、SWer自身の言葉は斜体になっている。

1. A氏のSWer業務と役割に対するインタビュー

A氏は、T市の政府機関、家庭暴力及び性侵害防治中心（家庭内暴力及び性被害防止センター以下 DVセンター）の主任であり、20年のキャリアを有している。

A氏のインタビュー内容の前に、台湾におけるDV及び性被害防止について若干、触れておきたい。台湾は、1998年に家庭暴力防治法（家庭内暴力防止法、以下 台湾DV防止法）、1997年に性侵害防止犯罪防治法（性被害犯罪防止法）、2005年にセクシャルハラスメント防止法が制定され、アジアでは女性に対する暴力への取り組みが最も積極的に展開されている国の一つとされている（北仲ら2016：20）。

台湾DV防止法は、アメリカ型のシステムを基本としながら家庭平和維持の目的で解決されなければならないとの思想に支えられている（町野2003：149）。その特徴について、北仲らは、広範囲な保護対象、政府機関の設置に基づく家族構成員間の暴力事件の対応、政府による活動費用の基金設立義務、多様な保護命令、刑事法的アプローチとして保護命令違反罪の他に家庭暴力罪の導入、加害者処遇プログラム、被害者支援に対するSWerの活躍と論じている（北仲ら2016：20）。T市DVセンターもそれらの政策に基づいて展開されている機関である。

〈T市DVセンターの活動とSWerの業務〉

T市DVセンターは、1996年に一つの組織となり、2003年にT市の機関と位置づけられ、2010年に現在の体制となった。その背景に1993年の「鄧如雯事件」が台湾DV防止法、1996年の「彭媛如事件」が性被害犯罪防止法の成立を推し進めた歴史がある¹⁾。

T市DVセンターの業務は、DVへの対応、児童保護、性被害防止の3つである。T市DVセンターは、8つの組織から構成され、97人の職員（専任60人、兼任37人）が勤務している。24時間体制のためSWerは夜間担当がある。緊急の場合は、警察が介入、それ以外はSWerが介入してサービスを開始する。

T市DVセンターで、子どもから高齢者までを対象としたワンストップサービスを提供している。児童の場合は家庭以外に学校や施設の虐待にも対応し、被害者が男性の場合は、男性のSWerを配置している。警察、医療機関と連携し、医療ケアの他に市内の6つの医療機関には専用の部屋を設置し、被害者が2次被害に合わないようそのまま裁判の証拠資料として提出するシ

システムを採用している。T市は、些細な証拠も逃さないよう医療機関に最先端の検査機器を導入し、台湾の中でも最も積極的な取り組みを行っている。また、外国籍家族のために通訳を11人、子どもの通院補助などにボランティア42名を配置している。家庭内のDVは減少傾向にあり、同居カップルのDVが増加、65歳以上では、息子、孫、嫁からの虐待、兄弟姉妹間、嫁姑、その他の分類に入るDVや虐待が増加傾向にある。

T市DVセンターは個別的な支援の他にグループワーク（以下、GW）、委員会活動、教育・啓発活動、ネットワーク形成が挙げられる。GWは、加害者に対する治療的なGW、委員会活動は、裁判所、弁護士、医師、学識経験者を構成員として政策へ関与している。

教育活動は、SWerへ専門的知識教育のための虐待の判定マニュアル（手帳サイズ）を作成、また、啓発を含め学校や地域での活動、各種のイベントの開催を行っている。例えば、外国籍妻には、母国への「里帰り」の習慣があるが、里帰りができない人にイベントを開催し交流を深める機会を設けている。ネットワーク形成では、民間団体へサービスを委託、加害者教育、住民へのサービス、カウンセリング、被害者の自立支援、裁判所の窓口へのSWerの配置などである。また、警察や医療機関の他に通報の依頼を団地の管理人、ビル管理、タクシー、美容業界等の民間団体に働きかけている。

〈A氏の実践と役割〉

T市DVセンターのSWerは、直接的なサービス提供から政策まで、ミクロからマクロまでのソーシャルワーク実践を行っていた。さらに、A氏は、組織上、秘書として、T市DVセンターの2番目の地位にあり、全体のマネジメント業務を担当している。

大学での教育と社会工作者のライセンスについて「もちろん大学では社会福祉を学び、社会工作者の受験資格は有しているが、取得するつもりはない。なぜなら、資格が成立した以前より、公務員試験に合格し、20年のキャリアがあり、現在の立場は必要ない。大学で学んだのは、北米のソーシャルワークの理論が中心であった。しかし、対人援助は、その場その場で学ぶ、一つひとつのケースが異なり、実践的には先輩のスーパーバイズから得たものが大きい。T市DVセンターのシステムは、私たちの実践からニーズを発見して皆で考えたものである」と述べている。

支援において文化的な相違や困難を感じるケースについて「国際結婚をした人は台湾での永住権を取得するために暴力を口に出せない、証拠を見せられないと考えている。支援するためにSWerとクライアントとの信頼関係を形成しようと努力をしているが、クライアントと同じ国の人、同じ体験をした人にサポートを依頼している。その場合、SWerはクライアントの権利を保障し、保護やサービスを提供する。加害者と共に支援することを心がけているが、その中で、クライアントとの信頼関係の形成と父親の性的虐待への対応は難しいと感じている。性的虐待の場合は、母親との葛藤や子どもの帰宅願望、自宅か施設入所の判断に悩む」である。

2. B氏のSWer業務と役割に対するインタビュー

B氏は医学部附属の1,690床有するT医療機関に勤務しており、SWerが21名配置されている(精神科6名、一般科15名)。100床に1名のSWerの配置が義務付けられ、B氏は、主任として15名のトップである。

〈T医療機関の活動とSWerの業務〉

SWerの業務は、個別支援、GW、その他に機関が目標として掲げる「サービス、研究、教育」に関連する業務が挙げられる。

個別支援では、①療養に関する相談、②制度・社会資源に関する相談、③家族問題、④退院支援、⑤臓器移植のコーディネート、⑥ターミナルケア、⑦T市の政策への参加、である。

③の家族問題の内容は、経済的問題、医師と患者の関係、家族自身の問題、例えば、ケアする家族がいない、家族関係の悪化、家族が行方不明などの相談が多い。⑤の臓器移植については、T医療機関の大きな課題であり、最近のSWer業務であり、資金集め、提供者への弔い、家族の経済・心理的なサポート、⑥のターミナルケアでは、専門病棟があり、他科との共同ケア(患者が病棟を選択)、在宅ケア(SWerが家庭訪問)、患者、家族への普及活動、その他に国の政策である健康促進のための小学校への健康教室の開催、委員会の開催と政策への関与である。⑦のその他は先のT市DVセンターとの連携や夜間SWerの担当などである。

GWは、個別支援と同様に重要な仕事であり、院内外の患者とその家族へのGW、院外では他の法人や施設との共同プログラムの実施(例えば患者の栄養管理のGW)、その他、小児病棟、ターミナルケア病棟と地域をつなぐ活動である。

そして、T医療機関の3つの目標に対する業務として、サービスでは、ボランティアのマネジメントである。院内に常時300名のボランティアがおり、募集、訓練、福利を行っている。研究では、研究チームの一員としての役割や病理解剖や献体の窓口として医療扶助を行っている。教育では、社会福祉系の大学の兼任講師、院内の医学生、看護学生への授業、在職者への教育、院外では、ターミナルケアや臓器移植に対する専門的知識の提供、実習生の受け入れである。とくに、ターミナルケア専門SWerには40時間の実習が義務付けられており、T医療機関が指定されている。

〈B氏の実践と役割〉

T医療機関のSWerも直接的なサービス提供から政策まで、ミクロからマクロまでのソーシャルワーク実践を行っていた。B氏は、主任として、さらにマネジメント業務も担当している。

B氏は「所属する機関に求められる役割や新たな課題に対して、それらを解決する能力がSWerに求められている」という。前者は、重点災害拠点病院として、災害時に現地での生活支援から重大事故時の国、関係機関、マスコミ対応、後者は、外国籍妻、外国人労働者の増加や地方の医療

機関から紹介・転院されるHIV、難病、複雑な末期がん患者とその課題、そして、「台湾に病院評価制度が導入され、評価のための資料作成能力、ボランティアのマネジメント、委員会業務にみられる管理能力」と述べている。

主任としての役割について「マネジメントであり、院内ではSWerの指示、患者のフォロー、院内のマネジメント、院内のマネジメントは、市、県、国へ出向き会議に出席し、院内の責任者との協議や調整を行う、院内の40の委員会のうち、10の委員会の責任者である。院外では、市や地方・中央政府、民間団体とのネットワークやプログラム運営、他の医療機関のSWerと自身の医療機関のSWerをつなぐ責任がある」。

SWerへの教育について「スーパービジョンのシステムはあるが、5人のキャリアのあるSWerがおり、誰かが誰かを助けながら教育している。そして、例えば、感染症や発達障害のように専門的知識が必要な場合は、SWerが自ら勉強に行っている。現在、台湾の大規模病院の院長が一般科と精神科のSWerを別なく採用しようとして混乱がおきている」と課題を指摘している。

Ⅱ 東アジアの文化特性とソーシャルワーク実践

1. 台湾のソーシャルワーク実践と文化的背景の考察（齊藤）

台湾のソーシャルワークは、戦後、北米の影響を受け、医療ソーシャルワーク部門を中心に発展し、教育も北米のソーシャルワーク理論に強い影響を受けている（宮本 2015：191-192）。A氏、B氏のインタビューを通して、両者ともにキャリアが豊富であり、管理的立場であることと関係すると思われるが、直接的な個別支援から政策への関与まで、ミクロからマクロまで幅広いソーシャルワーク実践を行っている。A氏は、北米のソーシャルワーク理論を中心とした教育を受けたと述べているが、教育はあくまで教育であり、「対人援助はその場その場で学ぶもの」と捉え、B氏もSWer教育に現場でのスーパーバイズを重視しているという機関や地域の特性に合わせて実践している姿が浮かび上がった。2名のSWerのインタビューから簡単に結論づけはできないが、韓国のSWerからも同様の発言がみられた（齊藤・戸塚 2017, 齊藤・戸塚 2018）。つまり、西洋的価値基盤を中心に醸成されたソーシャルワーク理論に対し、そのまま受け入れるのでも、葛藤として捉えるのでもなく、自国の文化の中に溶け込むよう解釈し、調和させ運用している。中嶋は、東アジア型の実践的ソーシャルワークについて、国際シンポジウムにおける韓国全北大学の崔玉彩教授の「社会福祉士は現場で適応する理論とモデルがほとんど外国のものであり、それらを韓国の実情に合わせて変容しようとする努力している姿に、その特徴をみることができる」との言葉を引用し論じている（中嶋 2008：149）。これらについては、さらに東アジアのSWerへの調査、事例分析を通して明らかにしていく必要がある。

また、東アジアのソーシャルワークを考える場合、東洋的価値基盤の背景にある儒教との関連を抜きに論ずることはできない。儒教に由来する家父長制度、「孝道」に見られる伝統的な価値

観が社会の規範やシステムに浸透しており、ソーシャルワークも影響下にあると捉える考え方である（中嶋 2008：147）。A氏は、台湾DV法の家庭的平和維持のもとに解決すべきとの法の下で実践をしており、B氏は家族との関係調整や家族が不在である場合の支援について多くの時間を割いて述べている。カンダとファーマンの「東アジアに出自をもつ伝統的な精神構造を持っている人びとは、どんな宗教的信仰をもっているにせよ、また、非宗教的であるにせよ、たいてい儒教から影響を受けている」との言葉に集約されよう（Canda, E R. & Furman, L D. 2014: 230）。一方、台湾は歴史的な経緯から多民族社会であり（宮本 2015：13）、1999年の大震災の経験や移民の増加が、SWerに台湾の主流な文化を前提として、それに適応を求める支援に限界が生じたとの指摘もある（陳 2015：157）。A氏、B氏よりも同様の指摘があり、これらは逆に東アジアの文化とソーシャルワークを考えるきっかけになるかもしれないし、わが国にも貴重な示唆となるであろう。

2. 東洋的思想とソーシャルワーク（戸塚）

東洋と言った場合、それは西洋的なものと対置された表現として使用される。範囲としては、東アジア全域を指す場合や東南アジアから極東地域を指す場合もある。いずれにせよアジア大陸のかなり広い範囲を網羅しており、温暖な地域から寒冷地域、さらには乾燥した地域と多岐にわたっている。こうした気候風土が、それぞれの地域で暮らす人々の暮らしやものの考え方・価値観に、微妙に影響を与えているといっても過言ではない。そして東洋と括られる地域には複数の宗教が混在している。東アジア地域をとっても、仏教、ヒンドゥー教、キリスト教、イスラム教が地域に根ざしており、そこに住む人々の暮らし方、考え方の奥深くに入り込んでいる。宗教がソーシャルワークと接点をもつ場合がとても大きいのである。

ここでは東洋と括られる地域全てを網羅し語ることは不可能であるため、東アジア、特に台湾を含む、中国、ベトナム、韓国、日本と言った漢字文化圏の国々で育まれてきた、人々のものの考え方、行動を左右する見方についてふれたい。

本稿で取り上げた台湾の場合、宮本によれば、文化的に保守的養老観念（「孝道」倫理＝漢人の儒教思想）が強く、家族による扶養を謳う「伝統的」側面と結合させる形で法制度が整備されており、家族（親子）の紐帯を重視する諸規定が、父母に対して、社会的養護などの公的支援を受ける際の条件を制限し、厳しい規制を課していると指摘する（宮本 2015：26）。さらに親戚や同族の結束力が強いその分、人々はそこを離れると帰属感情が希薄で、排他的となって共助（互助）のすそ野が広がらない問題も指摘している（宮本 2015：27）。こうした背景には、荘子の考えである、何もかもが仲良く同居している状態が「至徳の世」とする儒教の道徳的な考え方が根づいていることが読み取れる（玄侑 2015：68）。

東洋的認識では西洋的認識と異なって、全ては一体をなし連続的なものであるとする認識が軸になっている（一元論）。さらに言えば「自然との共生」につながる世界観であり、物質主義的

な文化に対する東洋独特な精神文化にも連なっていく。こうした世界観においては、常に「全体」との調和のなかで如何に行動すべきであるかという課題が、宮本の指摘に垣間見られるように、東洋思想としても存在している（東洋的一元的世界観）。さらには会田の言う、ヨーロッパの文化と異なる「あわせる文化」（会田 1972：131）に繋がるものとしても捉えられる。

2014年にIFSW（国際ソーシャルワーカー連盟）総会、IASSW（国際ソーシャルワーク学校連盟）総会で採択されたソーシャルワークのグローバル定義においてソーシャルワークは、ソーシャルワーク理論、社会科学、人文学、地域・民族固有の知を基盤として行われると謳われている。この“地域・民族固有の知”の背景として、台湾の人々の暮らしに深く根づく東洋的文化・思想の存在を抜きにしては、台湾でのソーシャルワークを語ることもできないのであろう。

おわりに（齊藤）

本稿では台湾のSWerへのインタビューを通して東アジアの文化とソーシャルワークについて考察をした。調査対象が2名であり、それらを結論づけるものではない。しかし、韓国や台湾のSWerから文化のもつ意味とその奥深さがSWerの実践に大きな影響を及ぼしているとわかった。今後はわが国のSWerへのインタビューも含めてデータを蓄積し、明らかにしていきたい。

* インタビューを引き受けていただいたSWerの方々とコーディネイト兼通訳をしていただいた大仁科技大学除嘉隆准教授にこの場を借りてお礼を申し上げます。

【注】

- 1) 「鄧如雯事件」は、夫から長期間DVを受けてきた妻が、夫を殺害した事件。「彭媛如事件」民進党の女性運動家である彭媛如がタクシーに乗り、性暴力を受けて殺害された事件。事件に対する社会的影響が大きく、両法の成立へ推し進めた（李・杉本 2013：313）。

【引用・参考文献】

- 会田雄次（1972）『日本人の意識構造 風土・歴史・社会』講談社現代新書（講談社）。
- Canda, E R. & Furman, L D. (2010) *Spiritual Diversity in Social Work Practice: The Heart of Helping*, Second Edition Oxford University Press（木原活信・中川吉晴・藤井美和（監訳）2014『ソーシャルワークにおけるスピリチュアリティとは何か』ミネルヴァ書房）。
- 陳麗婷（2015）『台湾のソーシャルワークにおける「カルチュラルコンピテンス」の研究動向に関する研究—量的内容分析を用いて—Asian journal of human services Vol. 8』152-161.
- 玄侑宗久（2015）『莊子』NHK出版。
- 北仲千里・井上匡子・清末愛砂・松村歌子・李妍淑（2016）『台湾・マレーシアにおける女性に対する暴力被害者支援研究 KFAW 調査研究報告書』20, 20-37.
- 町野朔（2003）『台湾家庭暴力防治法と加害者更生プログラム 内閣府男女共同参画局（編）配偶者からの暴力の加害者更生に関する調査研究』143-178.

- 宮本義信 (2015) 『台湾の社会福祉 歴史・制度・実践』 ミネルヴァ書房.
- 中嶋和夫 (2008) 『ソーシャルワークの東アジア・モデル構築をめざして』 社会福祉学, 49-1, 147-151.
- 李 玉璽・杉本史子 (2013) 『台湾の大学課程における ジェンダー法学教育の実践と問題点』 立命館法学 2013年2号 (348号), 291-317.
- 齊藤順子・戸塚法子 (2017) 「東アジア型ソーシャルワークモデル構築のための検討—韓国ソーシャルワーク実践と文化的特性についての考察 (その1)—」 『総合福祉研究』 21, 淑徳大学社会福祉研究所, 231-239.
- 齊藤順子・戸塚法子 (2018) 「東アジア型ソーシャルワークモデル構築のための検討—韓国ソーシャルワーク実践と文化的特性についての考察 (その2)—」 『総合福祉研究』 22, 淑徳大学社会福祉研究所, 221-229.
- 戸塚法子 (2015) 「わが国の社会福祉領域で求められるべき “相談援助方法論” 構築に向けて—日本型ソーシャルワーク構築に向けての基礎研究 (1)—」 『総合福祉研究』 19, 淑徳大学社会福祉研究所, 113-126.
- 戸塚法子 (2016) 「“日本型ソーシャルワーク” に必要な要素としての “東洋的・日本的理解” を読み解く」 『総合福祉研究』 20, 淑徳大学社会福祉研究所, 77-84.
- 戸塚法子・齊藤順子 (2015) 『日本と韓国のソーシャルワーク実践を基礎づける文化的背景に関わる一考察—日本型実践モデル構築に向けての “序論” として—淑徳大学研究紀要 (総合福祉学部・コミュニティ政策学部) 49』 淑徳大学, 143-160.
- 戸塚法子・齊藤順子 (2016) 『東アジア型ソーシャルワークモデル構築に向けた一考察—韓国, ソーシャルワーク事例の分析を通して—淑徳大学創立50周年記念論集編集委員会 (編) 共生社会の創出をめざして』 学文社, 111-132.